

## 公務災害（通勤災害）補償制度について

令和元年 9 月 4 日（水）

地方公務員災害補償基金 岡山県支部

## 目次

|                                 |           |
|---------------------------------|-----------|
| <b>1 地方公務員災害補償制度</b> .....      | <b>1</b>  |
| (1) 制度の概要 .....                 | 1         |
| (2) 主な特徴.....                   | 2         |
| (3) 対象職員の範囲.....                | 2         |
| (4) 補償の種類<主なもの> .....           | 2         |
| ■ 補償事務フロー図 .....                | 3         |
| <b>2 公務災害の認定</b> .....          | <b>4</b>  |
| (1) 公務上の負傷の認定基準 .....           | 4         |
| (2) 公務上の疾病の認定基準 .....           | 5         |
| (3) 複数の原因が競合する場合の認定の考え方 .....   | 6         |
| <b>3 通勤災害の認定</b> .....          | <b>7</b>  |
| (1) 用語の意味 .....                 | 7         |
| (2) 通勤災害認定基本図.....              | 8         |
| <b>4 特殊公務災害</b> .....           | <b>9</b>  |
| <b>5 不服申立て</b> .....            | <b>9</b>  |
| <b>6 第三者行為災害の取扱い</b> .....      | <b>9</b>  |
| (1) 第三者行為災害.....                | 9         |
| (2) 補償と損害賠償の調整.....             | 10        |
| (3) 公務執行妨害事案の取扱い.....           | 12        |
| (4) 示談.....                     | 12        |
| (5) 手続.....                     | 13        |
| ■ 第三者加害事案が発生した際の注意点 .....       | 14        |
| <b>5 公務（通勤）災害認定請求の手続き</b> ..... | <b>15</b> |
| (1) 公務（通勤）災害認定請求書提出の流れ.....     | 15        |
| (2) 公務（通勤）災害認定請求の手続き等.....      | 15        |
| <b>6 補償</b> .....               | <b>25</b> |
| (1) 療養補償.....                   | 25        |
| (2) 休業補償.....                   | 27        |
| (3) 傷病補償年金 .....                | 27        |
| (4) 障害補償.....                   | 28        |
| (5) 介護補償.....                   | 28        |
| (6) 遺族補償.....                   | 28        |
| (7) 葬祭補償.....                   | 28        |
| <b>7 福祉事業</b> .....             | <b>28</b> |
| <b>8 補償等の制限</b> .....           | <b>29</b> |
| (1) 故意の犯罪行為.....                | 29        |
| (2) 重大な過失 .....                 | 29        |

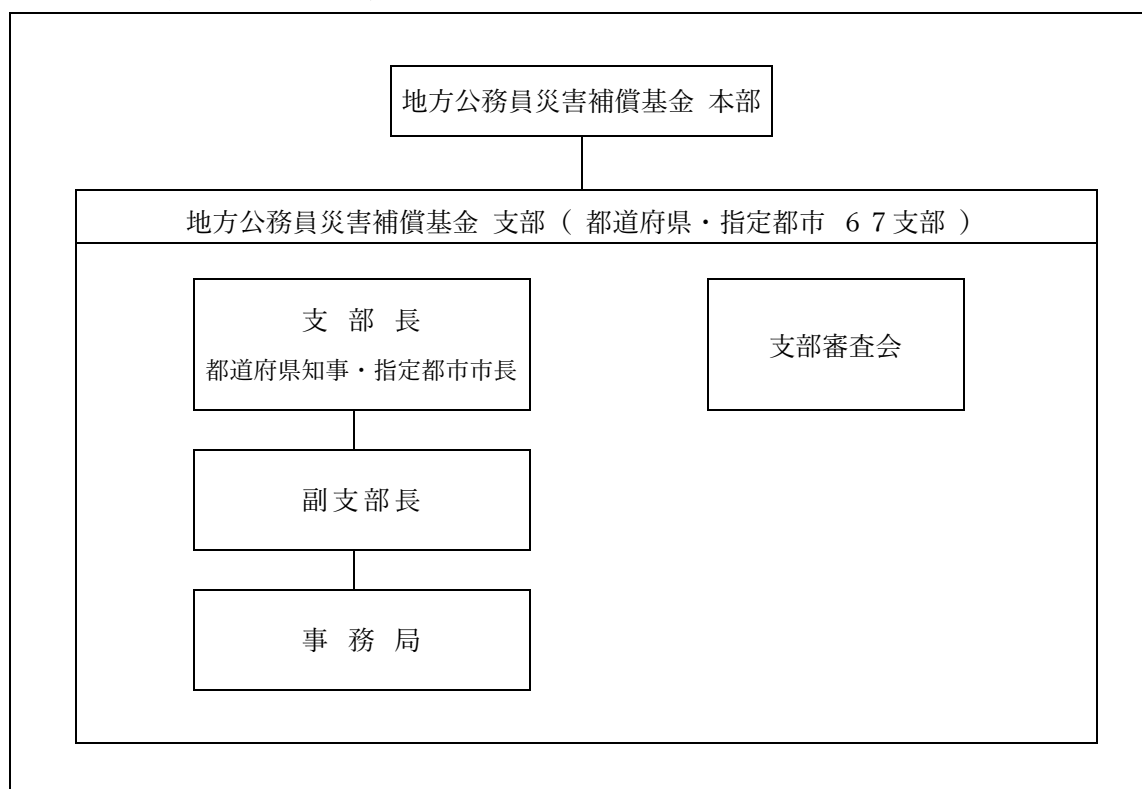
# 1 地方公務員災害補償制度

## (1) 制度の概要

地方公務員災害補償制度は、地方公務員が公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償するとともに、必要な福祉事業を行うことにより、地方公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする制度である。

補償等の実施は、地方公務員災害補償法（以下「地公災法」という。）によって設置された法人である地方公務員災害補償基金（以下「基金」という。）が、被災職員の属する地方公共団体等に代わって行うこととされている。基金は、本部を東京都に、各都道府県及び指定都市にそれぞれ支部を置いており、その具体的事務処理、すなわち補償請求の原因である災害の公務災害（又は通勤災害）認定、各種補償の支給決定及びその支払等は、原則として各支部で行われる。

### 地方公務員災害補償基金の組織図



岡山県支部は、岡山県総務部人事課に置かれており、指定都市である岡山市を除く県内の全ての地方公共団体等（68 団体）の常勤の職員（約 40,000 人）の災害補償事務を担当している。

## (2) 主な特徴

- ア 使用者の無過失責任主義をとっている。  
(地方公共団体等に過失がなくとも補償義務が発生する。  
過失相殺もない(一部例外あり「8 補償等の制限」。)
- イ 公務との間に相当因果関係があることが要件とされる。
- ウ 補償の対象は身体上の損害に限られ、物的、精神的損害は含まれない。
- エ 請求主義である。
- オ 補償を実施する費用は、地方公共団体等の負担金によって賄われている。

## (3) 対象職員の範囲

### ア 常勤職員

常勤職員については、一般職、特別職を問わず、すべての職員が地公災法の適用対象となる。

### イ 再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員

### ウ 常勤的非常勤職員

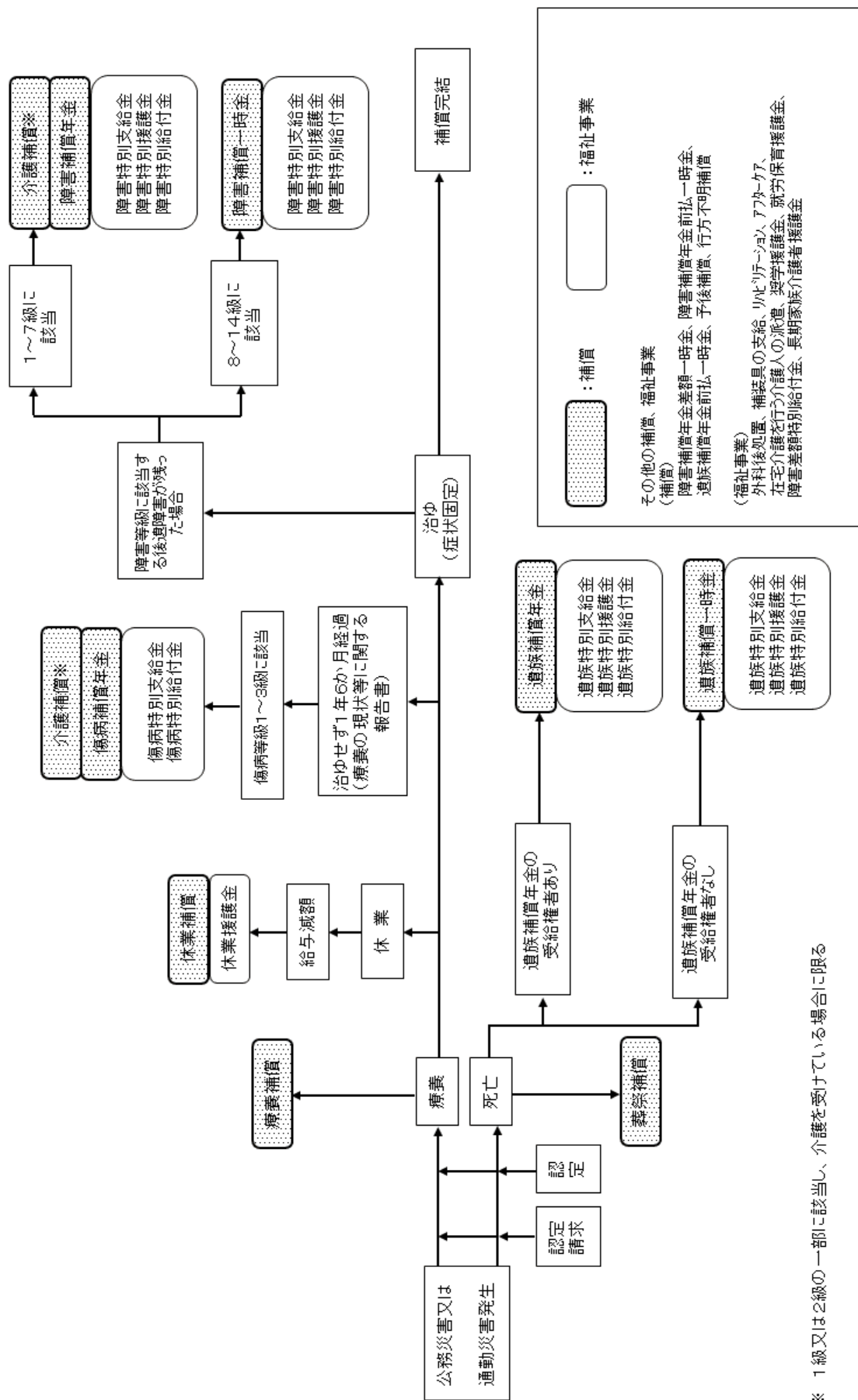
※常勤的非常勤職員でない非常勤職員については、地公災法に基づき地方公共団体等が定める条例、労働者災害補償保険法が適用される。

※(参考) 会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル

## (4) 補償の種類<主なもの>

- ・療養補償
- ・休業補償
- ・傷病補償年金
- ・障害補償(障害補償年金、障害補償一時金)
- ・介護補償
- ・遺族補償(遺族補償年金、遺族補償一時金)
- ・葬祭補償

## ■ 補償事務フロー図



※ 1級又は2級の一部に該当し、介護を受けている場合に限る

## 2 公務災害の認定

---

公務災害とは公務に起因し又は公務と相当因果関係をもって生じた災害をいう。

公務災害として認定されるためには、「公務遂行性」と「公務起因性」の2つの要件を満たすことが必要である。

### ○公務遂行性

職員が公務に従事していること、すなわち、任命権者の支配下にあること。

### ○公務起因性

災害と公務との間に相当因果関係があること。すなわち、そのような業務に従事していたならば、この災害が発生する危険があったであろうと経験則上認められること。

※ 公務上外の認定に当たっては、上記要件を満たすかについて判断していくこととなるが、通常の負傷の場合は、公務遂行性が成立すれば公務起因性が否定されることは少ない。一方、疾病の場合には、発症前における公務の過重性等に起因して発症したかどうかという公務起因性の有無について、慎重な検討を要する。

### (1) 公務上の負傷の認定基準

次のア～ケに掲げる場合に発生した負傷は、原則として公務上の災害となる。

ただし、これらの場合においても、

- ・故意又は本人の素因によるもの
- ・天災地変によるもの
- ・偶発的事故によるもの（私的怨恨によるものを含む。）

は公務外となる。

### ア 職務行為等に起因する負傷

(ア) 通常又は臨時に割り当てられた職務を遂行中の負傷（出張期間中を除く。）

- a 法令又は権限ある上司の命令により職員に割り当てられた職務に従事する場合
- b 地方公務員法第39条の規定による研修を受けている場合
- c 地方公務員法第42条の規定による職員の保健のための健康診断を受けている場合

(イ) 職務の遂行に通常伴うと認められる次のような合理的な行為中の負傷

- a 生理的必要行為のための往復行為（水を飲む、用を足す、食事をとる など）
- b 公務達成のための善意行為 など

(ウ) 職務の遂行に必要な次のような準備行為又は後始末行為中の負傷

- a 準備行為（更衣、機械器具の点検、作業環境の整備など）
- b 後始末行為（機械器具の整備又は格納、作業環境の整備、更衣など）

- (エ) 勤務場所において負傷し、又は疾病にかかった職員を救助する行為中の負傷
- (オ) 非常災害時において勤務場所又はその附属施設を防護する行為中の負傷

**イ 出張又は赴任期間中の負傷（次の場合の負傷を除く。）**

- (ア) 合理的な経路又は方法によらない順路にある場合
- (イ) (ア)に該当する場合以外の場合において、恣意的行為を行っているとき
- (ウ) 出張先の宿泊施設が地公災法第2条第2項に規定する住居としての性格を有する場合において、当該宿泊施設内にあるとき又は当該宿泊施設と勤務場所との間の往復の途上にあるとき（→この場合は、通勤災害かどうかが問題となる。）

**ウ 特別の事情下の出退勤途上の負傷（合理的な経路若しくは方法によらない場合又は遅刻若しくは早退の場合を除く。）**

**エ レクリエーションに参加中の負傷**

「レクリエーション」とは地方公務員法第42条の規定に基づき、計画、実施されるもので、一定の要件を満たす必要がある。

**オ 勤務場所又はその附属施設の設備の不完全又は管理上の不注意による負傷**

**カ 入居が義務付けられている宿舍の不完全又は管理上の不注意による負傷**

**キ 職務遂行に伴う怨恨による負傷**

**ク 公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもって発生した負傷**

**ケ ア～クのほか、公務と相当因果関係をもって発生したことが明らかな負傷**

**（２）公務上の疾病の認定基準**

**ア 公務上の負傷に起因する疾病**

**イ 職業病**

**ウ その他公務に起因することが明らかな疾病**

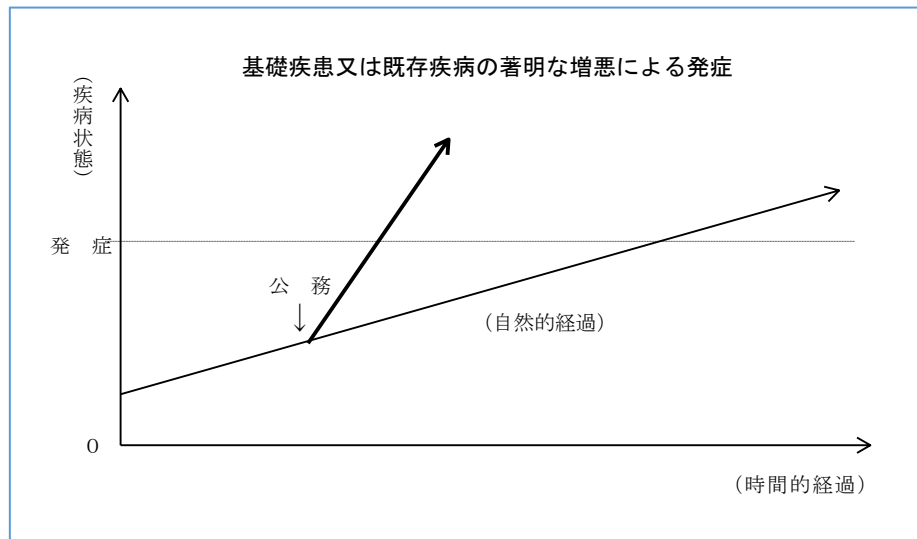
－ 判定困難な事案 －

- |                                                                                           |   |                        |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|---|------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・腰痛事案</li><li>・心臓・脳血管疾患事案</li><li>・精神疾患事案</li></ul> | } | 公務との相当因果関係に係る判断が重要となる。 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|---|------------------------|

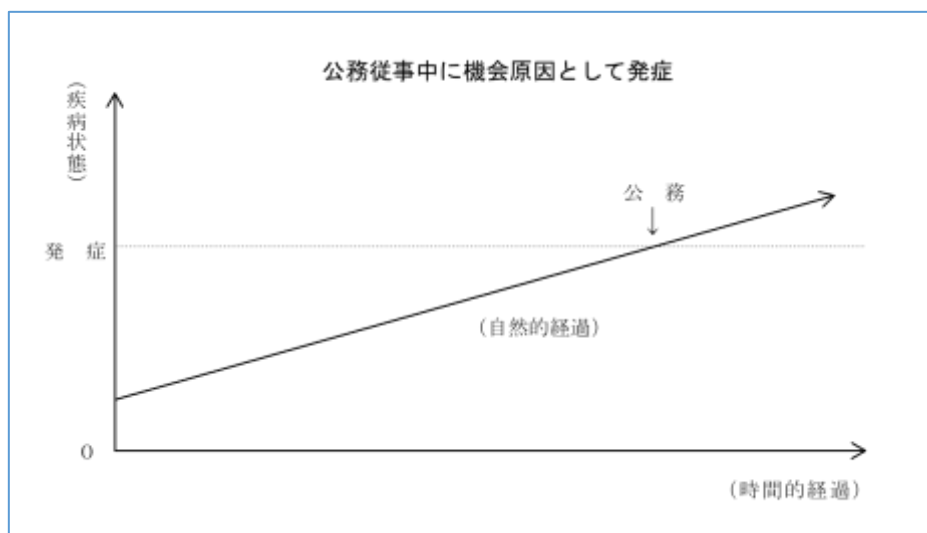
### (3) 複数の原因が競合する場合の認定の考え方

公務における有害因子が、当該疾病発症の相対的に有力な原因となる場合は、公務上の災害となる。

ア 公務における有害因子にばく露したことにより、基礎疾患又は既存疾病の自然的経過を超えて著明に増悪し、発症したと医学的に認め得る場合（公務上）



イ 基礎疾患又は既存疾病が公務に支障のない程度の状態にあったものが、たまたま、公務を契機として又は公務に従事しているときに発症した場合（公務外）





### 3 通勤災害の認定

通勤災害とは、職員が勤務のため、(1)住居と勤務場所との間の往復、(2)複数就業者の就業の場所から勤務場所への移動、(3)(1)の往復に先行もしくは後続する住居間の移動を、合理的な経路及び方法により行うことに起因する災害をいう。

#### (1) 用語の意味

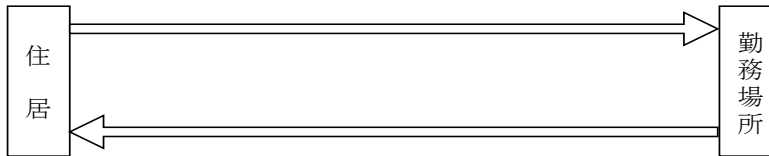
→参考：次ページ「通勤災害認定基本図」

|              |                                                                                                                                                                           |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 勤務のため        | 勤務に就くため、又は勤務を終了したことにより行われる往復行為のこと。勤務との関連性が失われている場合は非該当となる。(例：勤務終了後、任意参加の親睦会等に参加した後、自宅に帰る途中で被災した場合)                                                                        |
| 住居           | 勤務を遂行する場所として指定を受けた場所。通常の勤務公署のほか、外勤職員の外勤先なども該当する。                                                                                                                          |
| 勤務場所         | 社会通念上、住居と勤務場所との間を往復する場合に、一般に職員が用いると認められる経路及び方法。                                                                                                                           |
| 合理的な経路及び方法   | 任命権者が認める通勤届上の経路や方法に限らず、交通事情によりやむを得ず迂回した経路等も該当することがある。ただし、特別の事情がなく著しく遠回りとなる経路等は、合理的な経路とは認められない。                                                                            |
| 「逸脱」と「中断」    | 「逸脱」とは、通勤とは関係のない目的で合理的な経路からそれることをいい、「中断」とは、合理的な経路上において、通勤目的から離れた行為を行うことをいう。<br>逸脱又は中断の間及びその後の移動中の災害は通勤災害とはされない。                                                           |
| 「日常生活上必要な行為」 | 逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって総務省令で定めるものに該当する行為をやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合には、その逸脱又は中断の間に生じた災害を除き（合理的経路に戻ってからは）通勤災害とされる。<br><br><具体例><br>・日用品を購入する<br>・教育機関などへ通う<br>・病院で治療を受ける 等 |

## (2) 通勤災害認定基本図

※線部での被災は、「通勤災害」に該当する。

### ① 住居と勤務場所との間の往復である場合

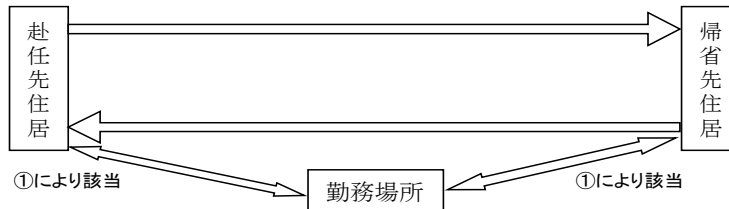


### ② 複数就業者の就業の場所から公署への移動（無許可兼業等に係る移動については除く。）である場合

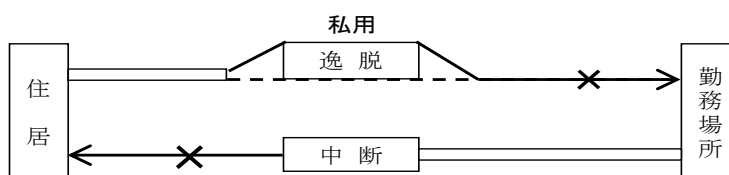


※ 「勤務場所」から「就業の場所」への移動及び「就業の場所」と「住居」間の移動については、労災保険制度等に対応

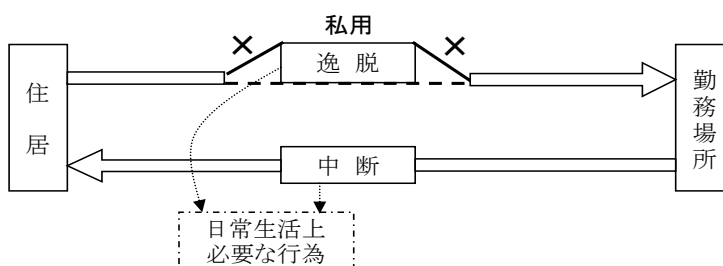
### ③ 単身赴任者の赴任先住居と帰省先住居間の移動である場合



### ④ 逸脱又は中断が日用品の購入等でない場合（経路に復したとしても通勤とはしない。）



### ⑤ 逸脱又は中断が日用品の購入等である場合（経路に復した後は通勤とする。）



## 4 特殊公務災害

---

警察官、消防吏員等について、その職務の特殊性から、高度の危険が予測される状況下※で所定の職務に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合には、傷病補償年金、障害補償又は遺族補償について 50/100（傷病・障害等級第 1 級の場合 40/100、同第 2 級の場合 45/100）の率を乗じて得た額の加算措置を講じる。

※「高度の危険が予測される状況」とは、生命を失い、又は身体に重大な危険を受けることが予想される程度の危険な状況をいう。

## 5 不服申立て

---

- ・基金が行う補償に関する決定に対して、審査請求を行うことができる。（行審法が適用される。）
- ・審査機関は、処分庁とは別の第三者的審査機関である「地方公務員災害補償基金支部審査会」「地方公務員災害補償基金審査会」である。
- ・審査請求前置主義が採用され、支部審査会の裁決を経た後でなければ、取消訴訟を提起することができない。
- ・福祉事業については、補償のように法定の権利とではないため、不服申立てはできない。

## 6 第三者行為災害の取扱い

---

### （１）第三者行為災害

公務（通勤）災害のうち、交通事故のように第三者の行為によって発生した災害で、損害賠償と基金の補償との調整を行う必要がある事案を「第三者行為災害（第三者加害事案）」として区別している。

#### ア 第三者

当該災害に関し、民法その他の法律による損害賠償の責めを負う者であり、職員の所属する地方公共団体及び基金以外の者

交通事故の相手方など直接災害の原因をなした加害者自身の他、加害者の使用者や運行供用者などが同時に第三者となる場合もある。

イ 一般不法行為 (ア)～(オ)の全てを満たすことを要する。

(ア) 加害者に故意又は過失があること

(イ) 権利侵害及び違法性があること

- (ウ) 損害が発生したこと
- (エ) 加害行為と結果発生の上に因果関係があること
- (オ) 加害者に責任能力があること

## ウ 特殊不法行為

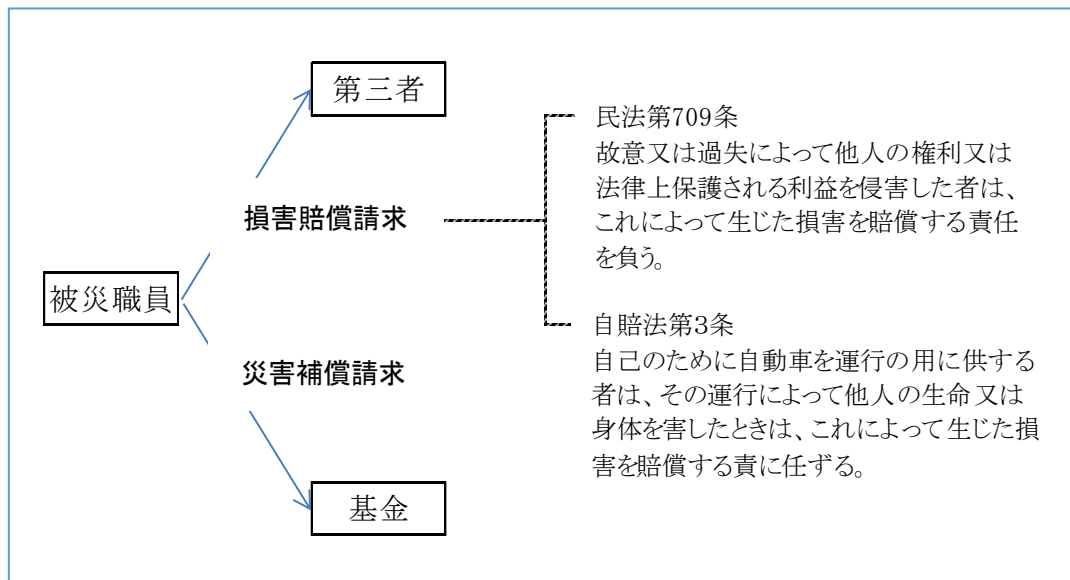
- ・責任無能力者の監督義務者等の責任
- ・使用者責任
- ・動物の占有者及び管理者の責任 等

## (2) 補償と損害賠償の調整

交通事故や暴力行為により他人に負傷を負わせた場合のように、故意又は過失により他人の生命又は身体を害した場合には、加害者は、それにより被害者に生じた損害を賠償しなければならない。すなわち、被害者は、原則として加害者に対して金銭の支払いを求めることができることになっており、この権利を「損害賠償請求権」という。

一方、地方公務員の場合、公務上（通勤該当）の災害により負傷若しくは死亡した場合には、被災職員やその遺族は、治療費や失った収入などの財産的損害について、基金からの療養補償や遺族補償等の各種補償により、その損害の一部を補てんされることになる。

したがって、例えば地方公務員が通勤中に第三者が運転する自動車により被災した場合には、被災職員は、加害者に対し民法並びにその特別法である自動車損害賠償保障法（自賠法）による「損害賠償請求権」と、基金に対する「災害補償請求権」を同時に保有することとなる。



このように同時に複数の請求権が競合し、それぞれの請求権の内容が一致する部分もあるところから、同時に損害の補てんがなされると、同一事由について重複して（二重に）損害の補てんが行われることになり、実際の損害額以上に補てんされるという不合理が生じる。

そこで、このような不合理を避けるため、地公災法第59条によって、第三者行為による公務（通勤）災害に対する補償については、損害賠償との間の調整を次のとおり行うこととなっている。

#### ア 求償（地公災法第59条第1項）

基金が損害賠償の支払に先行して補償を行った場合（補償先行という。）には、その補償の額の範囲内で補償を受けた者が第三者に対して有する損害賠償請求権を、基金が代位取得する。

→ 一時的に基金が立替払をし、後で基金から第三者に対して請求する。

#### イ 免責（地公災法第59条第2項）

基金の補償に先行して第三者が損害賠償を行った場合（示談先行又は賠償先行という。）には、基金はその補償の義務を免れる。

※ 基金が免責されるのは「補償」部分のみ。障害が残った場合や死亡した場合の「福祉事業」については免責されずに支給できる。申請漏れのないよう要注意。

#### ウ 基金の補償先行

第三者の運転する自動車等により公務（通勤）災害を受けたときは、各種の請求権が競合して発生するが、これら請求権によって補てんされる損害の範囲は、次のように異なっている。

| 民法                                                      | 自賠法                                        | 地公災法                                                 |
|---------------------------------------------------------|--------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| <b>物損</b><br>治療関係費<br>休業損害<br>葬儀費<br>逸失利益<br><b>慰謝料</b> | 治療関係費<br>休業損害<br>葬儀費<br>逸失利益<br><b>慰謝料</b> | 治療関係費（療養補償）<br>休業損害（休業補償）<br>葬儀費（葬祭補償）<br>逸失利益（障害補償） |
| 全損害                                                     | 人身事故における財産的損害、精神的損害<br><b>※物件損害は適用外</b>    | 人身事故における財産的損害<br><b>※物件損害、慰謝料（精神的損害）は補償対象外</b>       |

このように補てんされる損害の範囲が異なっているため、基金が補償先行したときは、基金は後に必ず加害者又は自賠責保険等に対する求償事務が残る。事務の迅速かつ円滑な処理を図るため、さらに、被災職員は、基金補償対象外の損害も含めて総合的に交渉を行うことができることから、原則として加害者又は自賠責保険等に対して先に損害賠償を請求していただくこととしている。（示談先行）

なお、補償先行は、次のような場合で、しかも自賠責保険に対する被害者請求等を先に行ったのでは、被災職員の保護に欠ける場合に行われる。

- ・加害者が自賠責保険に加入していない場合
- ・被災職員の損害が自賠責保険の限度額を超える場合（任意保険がある場合を除く。）
- ・被災職員側の過失が大きい場合
- ・加害者が不明、支払拒絶の意思を表示している場合

### （３）公務執行妨害事案の取扱い

原則的には、所属において求償し、加害者に賠償させること。

### （４）示談

被害者が加害者に対し損害賠償を請求する場合、不法行為の成立、あるいは損害額等をめぐって紛争が起こることは当然予想される。このような紛争を解決するための手段として通常用いられるのが、当事者間の話し合いによる解決、つまり示談による解決である。示談は、双方の口頭によるものでも有効であるが、後日の紛争を防ぐためにも書面（示談書）の作成が必要である。

#### ア 示談書の内容

示談書は、最低限、次の事項が記載されている必要がある。

- ①事故当事者の住所、氏名
- ②事故発生の日時、場所、事故概要その他の事故が特定できる事項
- ③示談内容
  - ・賠償金の内訳（治療代、文書料、物件損害、慰謝料の区別）及び積算を明示すること。
  - ・自動車事故の場合は過失割合
  - ・補償先行の場合、示談書中に「基金の補償分については、後日基金からの求償に応じる。」等の文言を挿入すること。
- ④作成年月日

#### イ 示談をする上での留意点

原則として、示談は一旦締結されると示談の当事者の双方を拘束するため、示談を締結して損害賠償請求権を放棄してしまうと、放棄した部分については一切加害者に請求することができなくなるなど、示談の内容によっては、基金の求償が制約されることになる。**第三者に対し「治療費は基金から支払われるので、損害賠償は不要。」などといった安易な示談を行うと、示談により基金は請求権を失い不利益を被ることになる。**

示談については、基本的には受給権者の自由意思の下で行われるものであるが、損害賠償に関する知識の不足などから適正な示談が結ばれない場合もあることから、第三者との示談を結ぶ前には、**基金へ示談書の案を提出し、示談内容が適正であるかどうかの確認を受ける**

こと。

#### ウ 誓約書作成の趣旨

補償先行を行った場合、基金が第三者に対して求償を行うことや、不用意な示談を行って思わぬ損失を被ることのないように注意事項を記載してあるので、必ず内容を確認し、認定請求書と併せて提出すること。

### (5) 手続

#### ア 災害補償認定請求

第三者加害事案の公務（通勤）災害認定請求書には、通常の請求時に添付する書類のほか、第三者加害報告書、誓約書、交通事故証明書等を添付する必要がある。

補償先行を希望する場合には、公務（通勤）災害認定請求に当たり、第三者に「基金が支払う治療費等について、後日、基金から請求される」旨を必ず十分に説明した上で、「確約書」に記入・押印してもらうこと。なお、「確約書」が提出できない場合は、「確約書未提出理由書（任意様式）」を作成し、提出すること。

#### イ 認定後

示談成立後（災害発生から6か月経過して示談が成立しない場合は、6か月経過ごと）に「第三者加害行為現状（結果）報告書」を基金に提出し、示談状況等の報告をすること。

## ■第三者加害事案が発生した際の注意点

### ア 第三者加害事案とは

- ・ 他者の行為によって生じた公務（通勤）災害を、第三者加害事案と分類している。
- ・ 第三者加害事案は、被災職員は、相手方に対する損害賠償請求権とともに、基金に対する補償請求権を取得することとなり、権利関係が複雑になる。
- ・ 被災職員は、相手から賠償を受けるか、基金から補償を受けるかを選択。（二重請求はできない。）

### イ 交通事故などの第三者加害事案が発生した後に行うべきこと

- ・ 現場状況の記録（事故の発生日時、場所、発生状況など。メモの作成、写真撮影など。）
- ・ 相手方（住所・氏名・連絡先等）及び保険加入の有無の確認
- ・ 警察署への届出
- ・ 所属長への報告
- ・ 医療機関の受診・診断（病院等の医療機関にも公務災害手続を行う旨を伝えること）
- ・ 相手方（加害者・保険会社）と自分の保険会社に「公務災害手続を行うこと」を必ず伝え、医療費の支払いをどうするか相談する
- ・ 医療費の支払いを基金から行うとした場合、後日、基金から相手方に請求されることを伝える

※ たいした怪我でないと考えた事故や自転車同士の事故の場合でも、公務災害を申請する際には、事故の状況や相手方の情報等を確認することとなりますので、上記のことを速やかに行ってください。

※ 非接触事故（例：急な飛び出しを回避しようとして転倒。）であっても第三者加害事案となることがあります。

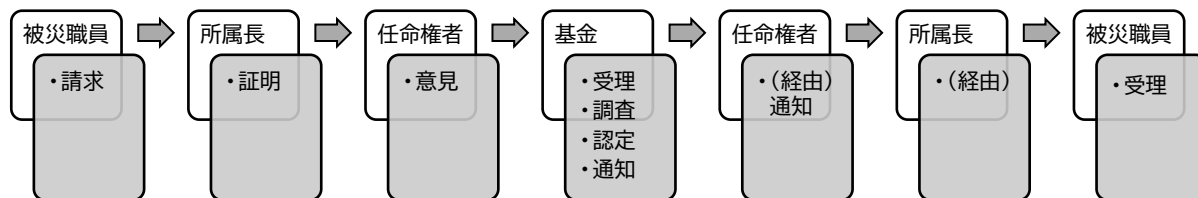
### ウ 第三者加害事案が発生した場合に行ってはならないこと

- ・ 相手方と現場で安易に示談しない。
- ・ 口頭によるものであっても損害賠償請求そのものを放棄したり、相手方との間に示談成立と受け取られる可能性のある約束をしない。  
（例：医療費は基金から支払われるので、賠償の必要はない」「治療費は会社が払うので大丈夫です。」など。）



## 5 公務（通勤）災害認定請求の手続き

### （１）公務（通勤）災害認定請求書提出の流れ



### （２）公務（通勤）災害認定請求の手続き等

#### 1 被災職員から所属長、事務担当者等へ連絡

医療機関の受診

#### 2 公務（通勤）災害認定請求書の作成・提出

判定困難な事案の場合は、基金から追加調査の依頼。

#### 3 基金の審査・認定

#### 4 認定の通知

「公務災害防止対策実施報告書」の提出（１か月以内に所属から）

#### 5 各種補償の請求

必要に応じて 追加認定請求（療養中に新たな傷病を発症した場合）

#### 6 治ゆ届の提出（＝療養補償の終了）

又は 「療養の現状等に関する報告書」の提出

（療養開始後１年６か月経過しても治ゆしていない場合）

「第三者加害行為現状（結果）報告書」の提出

（治ゆしたとき、示談が成立したとき、災害発生日から６か月経過して示談が成立していない場合は、６か月経過するごと）

#### 7 再発認定請求（傷病が再発した場合）、障害補償請求（障害が残った場合）

該当する場合、被災職員から請求、提出を行うもの。

## 1 被災職員から所属長、事務担当者等へ連絡

- ・ 公務（通勤）災害が発生した場合は、被災職員から所属へ連絡させる。
- ・ 災害発生状況、負傷の程度を確認する。
- ・ できるだけ被災当日のうちに医療機関を受診させ、初診日の入った診断書を1通、取ってもらう。

公務（通勤）災害の手続きを取る予定であることを医療機関に告げて、療養費（治療費、診断書料、薬剤費等）の請求を待ってもらう。

医療機関の同意が得られず、被災職員が自己負担することとなった場合は、できるだけ共済組合員証等は使用せずに支払い、領収書の原本を保管しておく。

- ・ 加害者がいる場合、その場で不用意な示談をさせないようにする。

## 2 公務（通勤）災害認定請求書の作成・提出

- ・ 請求者は被災職員本人（又は遺族）
- ・ 認定請求書は、災害発生時の勤務所属から提出する。
- ・ 災害発生日から1か月以上経過して請求する場合は「遅延理由書」を提出する。

### <認定請求書の記載方法>

| 記入欄                | 作成上の注意点等                                                               |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 組合員証の使用状況          | 不使用・使用のどちらかに必ずチェックする。<br>※一部使用した場合は、「〇月〇日受診分のみ使用」等を余白部分に記入する。          |
| あて先                | 岡山県支部長                                                                 |
| 請求年月日              | 被災職員が認定請求書を所属長に提出する日                                                   |
| 請求者の住所・氏名・続柄       | 請求者＝被災職員<br>被災職員が死亡の場合はその遺族                                            |
| 所属団体名<br>所属部局・課・係名 | 災害発生時の所属団体名、部局等                                                        |
| 年齢                 | 災害発生時の年齢                                                               |
| 災害発生の日時            | 負傷した日（負傷の原因となった事故の発生した日）<br>疾病の場合は、医師の診断によって確定した日。                     |
| 災害発生の場所            | 負傷した場所（負傷の原因となった事故の発生した場所）。<br>施設内の場合は、施設名も記入。<br>疾病等で分からない場合は「不明」と記入。 |
| 傷病名                | 診断書に記載された認定請求しようとする傷病名                                                 |

| 記入欄                            | 作成上の注意点等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|--------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 傷病の部位及びその程度                    | <p>傷病の程度は、診断書に記載されている療養及び休業の見込期間を記入する。診断書に記載がない場合は、医師から聞き取りした内容を記入する。</p> <p>※傷病の部位：どこをケガしたのか</p> <p>その程度：全治○週間、○日間の通院加療を要する見込み等</p>                                                                                                                                                                                                                                 |
| <p>災害発生の状況</p> <p>※別紙としても可</p> | <p>○通常の職務内容から書き始める。</p> <p>○被災した状況（ありのままの事実）を分かりやすく具体的に記入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いつ、どこで、どのような仕事を、どのように実施していた</li> <li>・どのようなアクシデントがあつて</li> <li>・どのような災害を受けたのか</li> </ul> <p>○医療機関の受診について記入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いつ、どこの医療機関で診察を受けたのか</li> <li>・転医した場合はその理由や経緯</li> <li>・被災当日に受診しなかった場合は、その理由と受診するに至った経緯</li> </ul> |
| 所属部局の長の証明                      | <p>認定請求書の1及び2に記入されたことを所属部局の長（被災職員の管理者である課長以上の職又はこれに相当する職にある者）がその事実を十分に調査し証明する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 任命権者の意見                        | <p>公務上・外に対する意見を付記する。</p> <p>通勤災害の認定請求の場合は、通勤災害該当・非該当に対する意見とすること。</p> <p>なお、疑義がある場合はその旨の意見を記入する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                  |

### <必ず添付しなければならない書類及び資料>

#### ①現認証明書（災害状況報告書）

提出目的：請求書に記載された災害状況が事実かどうか、他人が目撃又は報告を受けた状況と一致しているかを確認するため。

- ・ 災害発生状況を目撃した者（現認者）が作成する。現認者がいない場合は、報告を受けた者が作成する。（報告を受けた内容を記載し証明する）
- ・ 被災職員本人の作成は不可。
- ・ 目撃者（報告を受けた者）自身の立場から見た被災状況を記入する。認定請求書の「災

害発生状況」と同じ表現で記入しないこと。

## ②医師の診断書

提出目的：確定診断傷病名等を知るため。

- ・ 「傷病名」「初診日」「治療見込み日数」が記載されたもの。
- ・ 複数の医療機関にかかった場合でも、診断傷病名が同じであれば、診断書は1通でよい。同一傷病名で複数の診断書（原本）が提出されても、基金の療養補償の対象となる診断書料は1通分のみとなる。
- ・ 原則、原本を提出すること。
- ・ 保険会社への請求等に原本を使用する場合は、基金には写しを提出してもよいが、その場合の診断書料は基金の療養補償の対象とはならない。

## ③現場見取図

提出目的：災害発生場所を確認するため。

- ・ 建物の平面図又は屋外であれば経路図及び現場見取図
- ・ 災害発生場所に赤字で×印を記入する。

## ④現場絵図

提出目的：災害発生時の被災職員の体勢や状態等詳細に知るため。

- ・ 被災状況を再現した絵図（4コマ程度のマンガ形式で表現）又は写真に説明等を加えて作成する。
- ・ 再現写真を撮影するに当たっては、事故が再発しないよう十分に配慮すること。
- ・ 被災職員の姿勢状態や周囲の器物を詳細に示し、状況を目撃していない第三者が見ても被災状況が分かるように作成する。

## ⑤出勤簿の写し

提出目的：当日の出勤、出張、研修、特別休暇等、勤務状況の確認のため。

- ・ 被災当日までの勤務状況が表示されているもの。
- ・

## ⑥勤務時間の割振表

提出目的：勤務時間であるかどうかを確認するため。（交代制等の場合）

## ⑦確認書

提出目的：基金における個人情報利用目的について、被災職員がその内容・趣旨を確認した上で、認定請求書を作成したことを確認するもの。

◆通勤災害の場合には、上記（必須書類等①～⑦）のほか、次の書類が必要となる。

「第三者加害事案である（相手方がある）」場合 ⑧～⑭

「第三者加害事案でない（相手方がいない）」場合 ⑧、⑨

## ⑧通勤届の写

## ⑨通勤経路図

提出目的：通常の通勤経路・方法による通勤であるか（通常と異なる場合、それが社会通念上合理的な経路・方法であるか）を確認するため。また、逸脱（通勤とは関係のない目的で合理的な経路から逸れる）・中断（合理的な経路上で通勤目的から離れた行為を行う）に該当していないかを確認する。

- ・ 被災当日の通勤経路、自宅、勤務地が分かるもの。
- ・ 災害発生場所に赤字で×印を記入する。
- ・ 通常と異なる通勤経路、手段をとった理由について、認定請求書の「2 災害発生の状況」に記入する。また、逸脱・中断がある場合も同様に、その内容（逸脱・中断の事由、時間、逸脱の場合の距離等）を具体的に記入する。

## ⑩第三者加害報告書

提出目的：第三者の情報（氏名、住所等）、損害賠償の状況、示談の進捗状況、治療費の支払状況等を把握するため。

- ・ 被災職員の示談先行又は補償先行の意思を確認するため、「8. 地方公務員災害補償請求の有無」欄は必ず記入すること。
- ・ 相手方のある交通事故で、被災職員の過失割合が大きい場合には、「加害者」について記載する欄は、「第三者（事故の相手方）」と読み替えて記入し、相手方の加入している保険の内容等についても必ず記入すること。
- ・ 被災職員が人身傷害保険（人傷保険）※に加入している場合は、基金の補償と保険金の支払について調整する必要があるため、人傷保険への加入や請求の有無、保険会社名について、必ず記入すること。

※人傷保険とは：損保会社が運営する任意の自動車保険の一種で、被保険者側の損害に対して保険金が支払われるもの。

## ⑪交通事故証明書

- ・ 自動車安全運転センターが発行するもの。  
示談先行の場合（相手方から直接、損害賠償を受ける場合）：写しでよい  
補償先行の場合（基金からの補償を先に受ける場合）：原本を提出すること

- ・ 「照合記録簿の種別」が「人身事故」となっていることを確認する。事故発生時に「ケガはない」と思い物件事故として届出をしていた場合は、警察で人身事故への切替手続きを行うこと。（又は「人身事故証明書入手不能理由書」を提出すること。）

## ⑫事故発生状況報告書

- ・ 被災職員は、過失割合の大小にかかわらず「乙（被害者）」の欄に記入する。
- ・ 速度等、事故時の状況をできるだけ記入すること。

## ⑬誓約書

提出目的：補償先行の際、基金が第三者に求償を行うこと、適正な示談が結ばれるよう基金の承諾の下に示談を行うこと等、被災職員に理解を求め、その旨誓約させるため。

## ⑭確約書

- ・ 補償先行を希望する場合必要。なお、相手方が自賠責保険等に参加している場合は不要。
- ・ 相手方が加害を認めない等、確約書が得られない場合は「確約書未提出理由書（任意様式）」を提出すること。

## <被災の状況に応じて添付しなければならない書類及び資料>

### 勤務終了後、職場で相当な時間（おおむね2時間程度）経過後の被災

勤務終了後、職場で相当な時間（おおむね2時間程度）経過後に帰宅する場合は、勤務と退勤行為の関連性を確認するため、次のいずれかの書類が必要となる。

- ・ 時間外勤務命令簿の写（もしくは、命令権者の証明文書）
- ・ 宿日直勤務命令簿の写
- ・ 特命による勤務の証明書

### 出張中

- ・ 旅行命令簿の写し  
原本と相違ない旨の証明を付すこと。また、口頭命令の場合は、命令権者が命令内容を証明した書類（任意様式）を提出すること。
- ・ 出張経路図（勤務地及び用務地、出張経路が分かるもの）
- ・ 自家用車の公務使用簿の写し（自家用車を使用した場合。使用が禁止又は規制されている場合は、禁止又は規制の通達その他使用せざるを得なかった事情等）
- ・ 宿泊所の図面（宿泊所で被災した場合。その他、宿泊事情等）

### 第三者加害行為（公務災害の場合）

- ・ 第三者加害報告書
- ・ 誓約書
- ・ 確約書

### レクリエーション参加中

- ・ 年間レクリエーション行事計画表
- ・ 任命権者の実施計画資料  
任命権者が計画、実施したことが分かる資料。
- ・ レクリエーション実施通知文書  
実施責任者、実施の日時、内容などが記載されているもの。
- ・ 選手職員の選出方法及び開催責任者に対する選手名の通知文書
- ・ 参加職員の勤務上の取扱に関する文書（勤務時間中に実施した場合）
- ・ 部課別総職員数及びレクリエーション参加職員数（応援者を含む）
- ・ 結果報告書
- ・ 共催団体がある場合、その団体の性格及び当該団体の計画、実施への関与状況について分かる資料

### 腰痛症（頸部痛）

- ・ 腰痛（頸部痛）に関する届
- ・ 既往病歴報告書（腰部又は頸部に関する既往病歴があれば記入）
- ・ 症状経過報告書
- ・ ※必要に応じて、基金から次の書類の提出を追加依頼する。
- ・ 医師の検査所見書
- ・ レセプト（診療報酬明細書）の写（発症前5年間分）
- ・ レントゲン写真、カルテ等

### 心臓・脳血管疾患、精神疾患

※該当する事案が発生した場合には、まず必須書類のみ提出すること。

その後、基金が定める調査要領等に基づき、必要な追加書類等の提出を依頼する。

### その他

- ・ 遅延理由書（災害発生日から1か月以上経過して請求する場合）  
任意様式で、請求が遅くなった理由を記入。

## <参考>

認定請求そのものに時効はないが、「補償を受ける権利」については、時効により権利が消滅して補償を受けることができなくなるため注意が必要。

### 【時効の起算日と期間例（主なもの）】

療養補償：療養の費用の支払義務が確定した日の翌日から起算して2年

障害補償：負傷又は疾病が治った日の翌日から起算して5年

遺族補償：職員が亡くなった日の翌日から起算して5年

※ 時効により補償を受ける権利が消滅する前に、基金に対して公務災害又は通勤災害の認定請求を行った場合の時効の起算日は、基金が公務災害又は通勤災害の認定を行ったことを知り得た日の翌日となる。ただし、その日が補償を受ける権利が発生した日以前の日であるときはこの限りでない。

## 3 基金の審査・認定

- ・ 公務起因性の判断等で必要な場合は、基金から追加書類の提出を依頼することがある。
- ・ 基金本部（理事長）に協議を要する事案については、認定までに時間を要する場合がある。職員から認定請求書が提出されたら、必要な資料等が概ね揃った時点で遅滞なく基金に提出すること。

### ➤ 医学的見地からの調査を要する事案

被災職員の素因・基礎疾患等を比較検討し、必要に応じて主治医等から参考意見を徴し判断するもの。→腰痛事案等

### ➤ 基金本部（理事長）に協議を要する事案

公務起因性の判断に当たって、事実認定、医学的知見、過重性の評価等に専門的な知識、経験が必要とされ、公正な補償の実施の観点から判断の統一性を確保するため、理事長協議を経てから認定をするもの。→心臓・脳血管疾患、精神疾患（自殺を含む）、石綿事案

## 4 認定の通知

- ・ 公務（通勤）災害認定後、任命権者及び被災職員あてに認定通知書を送付する。
  - 公務上・通勤災害該当と認定された場合  
⇒認定通知書とともに補償請求に係る書類等を送付
  - 公務外・通勤災害非該当と認定された場合  
⇒決定に不服がある場合は、支部審査会に対して審査請求をすることができる。  
※審査請求期間は、処分があったことを知った日（認定通知書を受け取った日）の翌日から起算して3か月以内。手続等については行政不服審査法に基づく。
- ・ 所属から「公務災害防止対策実施報告書」を提出（1か月以内）



## 5 各種補償の請求

- 基金への請求は、被災職員又はその遺族から行う。（請求主義）  
ただし、傷病補償年金については、原則として基金において職権で決定する。

### <療養補償請求の手続き>

| 療養を受ける医療機関     |                                                                           | 請求手続の方法等                                                                                                                                                                                                                                 |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 指定医療機関         | 岡山赤十字病院、岡山済生会（総合病院・外来センター病院・吉備病院等）、岡山労災病院、国立病院機構岡山医療センター・南岡山医療センター 等      | <ul style="list-style-type: none"> <li>「療養の給付請求書」を基金に提出する。<br/>※初回のみ提出すればよい。</li> <li>療養の給付を決定し、被災職員及び指定医療機関あて通知する。指定医療機関との契約に従い、治療費は基金が直接医療機関に支払う。</li> </ul>                                                                           |
|                | <div> <div>共済組合員証等を使用していない場合</div> <div>医療機関で治療費を一切支払っていない場合</div> </div> | <ul style="list-style-type: none"> <li>受領委任（被災職員が治療費の受領を医療機関に委任）に基づき、基金から医療機関へ全額支払う。</li> <li>被災職員本人の請求・委任印が必要となるので、「療養補償請求書」に必要事項を記入・押印の上、医療機関に提出する。</li> </ul>                                                                         |
| 指定医療機関以外の医療機関等 | 被災職員が医療機関へ治療費を全額支払っている場合                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>基金から被災職員本人へ全額支払う。</li> <li>医療機関で治療内容の証明を受け、領収書を添付し「療養補償請求書」を基金に提出する。</li> </ul>                                                                                                                   |
|                | 共済組合員証等を使用して、医療機関へ治療費を支払っている場合                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>速やかに医療機関に公務（通勤）災害の認定を受け、たことを伝え、本人負担分（治療費の3割分）の払戻を受ける。受領委任に基づき、基金から医療機関へ全額支払うので、「療養補償請求書」に必要事項を記入・押印し、医療機関に提出する。</li> <li>払戻に応じてもらえない場合は、本人が領収書を添付して基金に請求する。この場合、医療機関で治療内容の証明を受ける必要はない。</li> </ul> |

## 5\_2 追加認定請求（療養中に新たな傷病を発症した場合）

療養中に新たに発症した傷病については、当該災害に起因したものに限り、追加認定請求ができる。

### <追加認定請求の必要書類等>

- ・ 公務（通勤）災害認定請求書  
左上に赤字で「追加認定」と記入。「2 災害発生の状況」欄に、追加認定請求する傷病について診断の経緯を記入。
- ・ 診断書  
追加認定傷病と当初の災害との関係について、担当医師意見を付記。
- ・ 症状経過報告書  
追加診断がなされるまでの経緯等、時系列でまとめ、詳細を記入。

## 6 治ゆ届の提出

被災職員は、公務上又は通勤により発症した負傷・疾病について必要な治療を受け、傷病が治ったときは速やかに任命権者を經由して「治ゆ届」を提出する。

### ア 公務災害補償制度上の「治ゆ」とは

- ・ 完全治ゆ：完全に傷病が治った場合
- ・ 症状固定：症状が固定し、もはや医療効果が期待し得ない状態
  - ◇ 症状固定と考えられる例
    - 疼痛、倦怠感はあるものの、療養が対症療法しかなく症状が固定している。
    - 骨ゆ合後の機能回復療法として理学療法を行っている場合に、治療施行時には運動障害がある程度改善されるが、数日経過すると元の状態に戻るという経過が一定期間にわたって見られる。
- ・ 急性症状消退：素因又は基礎疾患等を有していた者が、公務（通勤）災害により新たに発病又は症状を増悪させた場合に、急性期の痛み等の症状が消滅したとき。

### イ 治ゆ届の記入に当たっての留意点

- ・ 「治ゆ届」は被災職員が記入するもので、主治医に作成を依頼する必要はなく、治ゆ時の診断書も基金には提出不要。
- ・ 治ゆ年月日は、原則として医療機関の最終通院日とする。
- ・ 治ゆ日以降の治療費については、療養補償の対象とならない。治ゆ後の疼痛等に対する対症療法に係る治療費は、共済組合員証等を使用して受診できる。

## 6\_2 療養の現状等に関する報告書の提出

療養開始後1年6か月を経過した日又はその日以後において、傷病又は疾病が災害補償制度上「治ゆ」していない場合、被災職員は「療養の現状等に関する報告書」を任命権者を經由して提出する。

医師の証明が必要であるが、証明に係る文書料は療養補償の対象となる。

## 7 再発認定請求

治癒届提出後に、症状が悪化するなどして治療を必要とする場合には、再発の認定請求を行うことができる。

### ア 再発の認定請求ができる場合

- ・ 傷病が治癒した後に、自然的経過により症状が悪化した場合
- ・ もはや医療効果が期待できないため治癒とした後に、医学の進歩等により医療効果が期待できるようになった場合

### イ 再発認定請求の必要書類等

- ・ 公務（通勤）災害認定請求書

左上に赤字で「再発」と記入。「2 災害発生の状況」欄に、初発傷病の治癒時の状況と再発傷病の発生状況等を記入。

- ・ 診断書、定期健康診断の記録等
- ・ 症状経過報告書

初発傷病治癒から再発傷病発生までの経緯等、時系列でまとめ、詳細を記入。

- ・ 初発「認定請求書」の写し

## 6 補償

---

### （1）療養補償

職員が公務（通勤）災害と認定された傷病について、当該傷病が治癒（症状固定）するまで必要な療養を行い、又は必要な治療の費用を支給する。

療養補償の範囲についての考え方は基本的には健康保険における療養の給付と同様で、健康保険対象外となるものは原則として療養補償においても対象外となる。

具体的には次に掲げるものであって、療養上相当と認められるもの。

### ア 診察

- ・ 医療上又は勤務上必要と認められない、被災職員の自己都合による受診医療機関の変更（恣意的転医）を行った場合は、初診料等転医前の病院と重複する費用について療養補償の対象とならない。
- ・ 同じ傷病又は似た傷病について、一つの医療機関に通院していながら、医学的に必要がないのに別の医療機関に通院するような場合は「重複診療」となり、療養補償の対象とならない。

◇ 医師の指示により精密検査を他の医療機関で受けたり、リハビリのみ自宅（又は

勤務地）近くの医療機関で受けたりする場合は療養補償の対象となる。

「医療機関の変更届書」の提出が必要。

- ・ 診断書等の文書料は、災害認定や補償実施のため必要なものだけが認められる。
  - ◇ 診断書は、原本を基金に提出した場合に療養補償の対象となる。病気休暇の申請のためなど、他の目的に使用する診断書料は補償対象外。

## イ 薬剤又は治療材料

- ・ ガーゼ、包帯、固定装具などの治療材料は、医師が治療上必要と認めるもの又は直接治療に関係があると認められるものに限り療養補償の対象となる。装具代を請求する場合は、必ず主治医の「装具装着証明書」を提出すること。
- ・ 療養中でなくても、日常生活で一般に必要なような生活用品（例：洗面器、コップ、タオル等）は、原則として療養補償の対象外。
- ・ 歯科補綴における金等の健康保険対象外となる治療材料は、歯科補綴の効果又は技術上特別の必要があると認められる場合に限り、療養補償の対象となる。

「外見上違和感がある」等の美観上の問題から医師が必要と認めただけでは、療養補償の対象とならない。

## ウ 処置、手術その他の治療

- ・ マッサージ、はり、きゅう等  
医師が必要と認めたものに限り対象となり、医師の同意書が必要。
- ・ 柔道整復師による施術
  - ◇ 脱臼又は骨折に対する応急手当、打撲、捻挫、挫傷  
→柔道整復師限りで施術可能であり、療養補償の対象となる。  
認定請求書の添付書類として医師の診断書（同意書）は不要で、当該柔道整復師の「施術証明書」でよい。
  - ◇ 脱臼又は骨折（応急手当を除く）  
→医師の同意が必要。同意を得た旨が施術録に記載されていれば、医師の同意書は不要であり、療養補償の対象となる。  
認定請求書の添付書類として医師の診断書が必要。

## エ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

## オ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

- ・ 病室の室料については、通常の患者が入院する普通室を使用した場合の料金が支給される。個室又は上級室の使用については、次のいずれかに該当する場合に、やむを得

ないと認められる期間についてのみ対象となるので、医師の証明「個室・上級室証明書」が必要。

- 療養上、他の患者から隔離しないと適切な診療を行えない場合
- 傷病の状態から、隔離しないと他の患者の療養を著しく妨げる場合
- 普通室が満床で、かつ、緊急に入院療養させる必要がある場合
- その他特別な事情がある場合

※ 被災職員の余分な出費等のトラブルを避けるため、個室又は上級室については、自己都合で使用した場合はその室料は療養補償の対象とはならないことをあらかじめ伝え、理解してもらうこと。

- ・ 入院中に、入院料とは別に医療機関から当然に請求されるもの（冷暖房費、電気代等）については、入院料とみなして療養補償の対象となる。ただし、一般的にその使用に際して被災職員に選択の余地が与えられているもの（テレビ使用料等）は対象外となる。

## カ 移送

- ・ 医療機関への受診又は通院のための交通費は、一般的には電車、バス等公共交通機関の利用でかかった費用について療養補償の対象となる。
- ・ タクシー及び自家用車の利用については、被災職員の傷病の部位や状況、地理的条件及び当該地域の交通事情等を総合的に勘案し、やむを得ず利用したものと認められる場合に限り、療養補償の対象となる。

### <必要となる書類等>

- ・ 通院明細書
- ・ 出勤簿、通勤届の写
- ・ 領収書（タクシー利用の場合）

## （２）休業補償

公務災害又は通勤災害と認定された傷病により、療養のため勤務することができない場合において、給与を受けないときに、その損失補てんをする制度である。勤務することができない期間１日につき、平均給与額の１００分の６０に相当する額が支給される。

## （３）傷病補償年金

公務災害又は通勤災害と認定された傷病による療養の開始後、１年６か月を経過した日において、その傷病が治らず、傷病による障害の程度が傷病等級の第１級、第２級又は第３級に該当する場合に支給される。

療養の開始後、１年６か月を経過しても治癒しないときは「療養の現状等に関する報告書」

を提出することとされているが、基金はこの報告書等をもとに審査し、傷病による障害の程度が傷病等級に該当することとなったときは、傷病補償年金の支給決定を行う。

#### **(4) 障害補償**

公務災害又は通勤災害と認定された傷病が治ったとき、障害が残っている場合にその障害の程度に応じて支給される。障害補償年金（障害等級第1級から第7級まで）と障害補償一時金（障害等級第8級から第14級）の2種類がある。

治ゆ時に職員が基金に提出する「治ゆ届」において、後遺障害に係る申立てがあった場合に、基金から障害補償請求に必要な書類の提出依頼を行う。

#### **(5) 介護補償**

傷病等級第2級以上の傷病補償年金の受給権者又は障害等級第2級以上の障害補償年金の受給権者のうち、当該年金の支給事由となった一定の障害により、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に支給される。

#### **(6) 遺族補償**

職員が公務災害又は通勤災害により死亡した場合に、その遺族に対して支給される。遺族補償年金と遺族補償一時金の2種類がある。

#### **(7) 葬祭補償**

遺族等であって、社会通念上葬祭を行うとみられる者（現実に葬祭を行った者があるときはその者）に対して315,000円に平均給与額の30日分相当額を加えた額（この額が平均給与額の60日分相当額に満たないときは、当該平均給与額の60日分相当額）が支給される。

## **7 福祉事業**

---

福祉事業には、被災職員及びその遺族の福祉に関して必要な事業と、公務上の災害を防止するために必要な事業の二つがある。

福祉事業の申請手続については、所定の申請書を任命権者を經由して基金に提出し、基金において審査の上、その結果を書面で申請者及び任命権者に通知する。

- (1) 外科後処置に関する事業
- (2) 補装具に関する事業
- (3) リハビリテーションに関する事業
- (4) アフターケアに関する事業
- (5) 休業援護金の支給

- (6) 在宅介護を行う介護人の派遣に関する事業
- (7) 奨学援護金の支給
- (8) 就労保育援護金の支給
- (9) 傷病特別支給金の支給
- (10) 障害特別支給金の支給
- (11) 遺族特別支給金の支給
- (12) 障害特別援護金の支給
- (13) 遺族特別援護金の支給
- (14) 傷病特別給付金の支給
- (15) 障害特別給付金の支給
- (16) 遺族特別給付金の支給
- (17) 障害差額特別給付金の支給
- (18) 長期家族介護者援護金

## 8 補償等の制限

---

職員の故意の犯罪行為又は重大な過失により、公務上の（通勤による）負傷、疾病を生じさせた場合等は、療養を開始した日から３年間、休業補償、傷病補償年金又は障害補償の金額から 30/100 に相当する金額を減じる（療養補償、遺族補償、葬祭補償については、補償制限の対象外である。）。この補償制限は、使用者の無過失責任を一部免除し、責任分配の公平を図るためのものである。

### （１）故意の犯罪行為

公務遂行中ではあるが、その方法において故意の犯罪行為があったことをいう。災害が職員の故意によって生じたときは、公務との相当因果関係はないので、そもそも補償を行うことはあり得ない。

### （２）重大な過失

法律、命令等に違反して事故を発生させた場合、一般に遵守されている安全衛生管理上のルールや指揮監督に従わないで事故を発生させた場合などが該当する。